

### 新型コロナウイルスの検査キットなどのごみの出し方

#### ・マスクやティッシュ



燃やせるごみ  
(青字の指定袋)

#### 排出の際の注意点

- ・ごみ指定袋を縛る際にごみに触れない
- ・ごみ指定袋の口元をしっかりと結ぶ
- ・ごみを捨てた後は手を洗う



#### ・検査用試薬キット



燃やせるごみ  
(青字の指定袋)

#### 排出の際の注意点

- ・使用後、ビニール袋などに入れて  
**4日以上\*保管する**
- ・4日以上経過したら、燃やせるごみ指定袋に入れて、ごみ集積所へ出す

※新型コロナウイルスの残存期間が3日間程度のため

市のホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」にも記載があります。  
「さんあ〜る」は右のQRコードからダウンロードいただけます。

android



ios



収集や分別を行う作業員を守るためにも適正な分別にご協力をお願いいたします。

### モバイルバッテリー混入による車両火災発生

燃やせないごみ(赤字の指定袋)の中にモバイルバッテリーが含まれており、収集車の火災が発生しました。モバイルバッテリーなどの電池類は、強い力で圧迫されると発火します。

モバイルバッテリーなどの電池類は、自治会資源物回収もしくは、ウィークエンドリサイクルへお出してください。

バッテリーが内蔵されていて取り外せない商品等の処分方法でお困りの場合は、市役所廃棄物対策課にお気軽にお問い合わせください。



### ごみ指定袋に入らない大きさのごみの出し方

基本は、ごみを指定袋に入れて口元をしっかりと結び、10kg以内でお出してください。ただし下記の2つは、紐で縛って、**燃やせるごみ指定袋(大)**をくくりつけてごみ集積所に出すことができます。

#### ごみ集積所に出せるごみ



布団類(マットレスは除く)

- ・1度の収集で1枚まで
- ・雨天時の排出はご遠慮ください



枝木・板切れ

- ・束ねる大きさは、長さ70cm以内、直径30cm以内(1本の太さが8cm以内)



布団・枝木以外で袋に入りきらないごみは、ごみ集積所には出せません。

燃やせないごみには、ごみ指定袋をくくりつけて出すことができません。

布団類や枝木・板切れ以外でごみ指定袋に入らない大きさのごみを出す場合は、上田・丸子クリーンセンター(燃やせるごみのみ)や民間の廃棄物処理業者へお持ち込みください。(有料)

# その野焼き、焼却、迷惑をかけていませんか？

家庭ごみや事業ごみ、自然物など廃棄物の焼却は法律により禁止されています。なるべく焼却以外の方法(その場に野積みにする、もしくは可燃ごみとして出す)等を検討しましょう。

やむを得ず焼却を行う場合は、下記の内容を御参考に周囲への御配慮をお願いいたします。

## 焼却を行う際の注意点

- 焼却を行う時間帯や風向き、風量などに注意し、近隣に一言声をかける等、迷惑とならないように気を付けてください
- 草や枝木等の自然物のみの焼却とし、プラスチックや紙類、段ボール、ゴム、ビニール等の廃棄物の焼却は絶対に行わないでください
- 十分に乾燥させたうえで、少量ずつ焼却を行う等、なるべく煙が出ないようにしてください
- ドラム缶や、基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめましょう
- 焼却を行う場合は事前に近隣の消防署へ連絡をしてください
- 水や消火器等を準備し、すぐに消火できる状態としてください
- 焼却中は絶対にその場を離れないでください
- 最後に完全に火が消えたことを確認してください



## 灯油等の漏油に御注意

これからの時期、ホームタンク等からの漏油事故の発生が懸念されます。以下のことに注意し、漏油防止を徹底しましょう。

- 使用前に漏れや傷み等の異常がないか点検を行いましょう
  - 給油中は絶対に目を離さないようにしましょう
  - 給油後の閉め忘れに注意しましょう
- 漏油に気づいた場合は  
すぐに下記連絡先まで御連絡ください



## 薪ストーブ

### 正しく使えてますか？

化石燃料を使用しない「暖炉」や「薪ストーブ」は、地球温暖化防止対策として、大変有効ですが、煙、臭いやススの飛散による苦情が、市役所へ寄せられています。

そのため、これらを使用する皆様は、次の点にご留意いただき、快適な環境づくりにご配慮をお願いします。

- ごみの焼却は禁止されています。
- 接着剤、塗料を使用した合板など、化学処理された木材(建設廃材等)は、悪臭や有害物質発生の原因となるため使用しないでください。
- 薪は、十分に乾燥させてください。果樹などの剪定枝を使用する場合でも、十分に乾燥させてから使用してください。  
(針葉樹は半年以上、広葉樹は1年以上を目安に乾燥)
- 「暖炉」、「薪ストーブ」の保守点検、煙突掃除を定期的に行ってください。
- 「暖炉」、「薪ストーブ」の設置に伴い、煙突の位置や高さ等について十分注意するとともに、近隣への事前説明も検討してください。



表面 廃棄物対策課 22-0666

裏面 上田市役所(本庁) 生活環境課 23-5120 武石地域自治センター  
丸子地域自治センター 市民サービス課 42-1216 真田地域自治センター

市民サービス課 85-2312  
市民サービス課 72-0154